

附属書十八 A R C E P 合同委員会の補助機関の任務

物品に関する委員会

1 第十八・六条（R C E P 合同委員会の補助機関） 1 (a) の規定に基づいて設置される物品に関する委員会
の任務には、他の関連する補助機関の活動を監督し、及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で
生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a) 第二章（物品の貿易）

(b) 第三章（原産地規則）

(c) 第四章（税関手続及び貿易円滑化）

(d) 第五章（衛生植物検疫措置）

(e) 第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）

(f) 第七章（貿易上の救済）

2 第二章（物品の貿易）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

- (a) 同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。
- (b) 市場アクセスの改善を促進し、及び円滑にするための措置を特定し、及び勧告すること（この協定に基づく関税に係る約束の繰上げ又は改善についての協議を通じて特定し、及び勧告することを含む。）。
- (c) 締約国間の物品の貿易に対する障壁（1に掲げるいずれかの章の規定に関連する他の補助機関の権限にのみ属する技術的な問題以外の関税措置及び非関税措置に関連する問題を含む。）に対処すること。
- (d) 附属書 I（関税に係る約束の表）の規定の適用のため及び第二・十四条（関税に係る約束の表の置換え）の規定に適合して統一システムの定期的な改正の後に行われる同附属書の各締約国の表の置換えのため、統一システムに基づく物品の分類に関する事項について検討すること（同附属書の表の置換えのための指針を採択すること又は置き換えられた関税に係る約束の表及び対照表を適時に交換することによるものを含む。）。
- (e) 同章の規定に関するその他の事項（物品の貿易に影響を与える措置についての規制に関する良い慣行を含む。）について討議し、及び適当な場合には、規制に関する良い慣行の活用についての協力の促進のための方法を探求すること。

3 第三章（原産地規則）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

- (a) 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 次の事項について検討し、及び必要な場合には R C E P 合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。
- (i) 同章の規定の効果的なくつ一貫した運用（同章の規定の解釈及び適用並びに同章の規定に関する協力の促進を含む。）

- (ii) 第三・三十四条（品目別規則の置換え）及び第三・三十五条（附属書の改正）の規定に適合する附属書三 A（品目別規則）及び附属書三 B（必要的記載事項）の規定の潜在的な改正

- (c) 同章第 B 節（運用上の証明手続）の規定の対象となる運用上の証明手続を簡素化するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること並びに他の地域的及び国際的な貿易協定の最良の慣行を考慮しつつ、当該運用上の証明手続をより透明性があり、予見可能性があり、及び標準化されたものとする。

4 第四章（税関手続及び貿易円滑化）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

- (a) 同章の規定の実施を監視すること。
- (b) 同章の規定の効果的なくつ一貫した運用（同章の規定の解釈及び適用並びに同章に関する協力の促進

を含む。)について検討し、及びRCEP合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(c) 第四・二十一条（実施措置）に定める実施措置を監視すること。

5 第五章（衛生植物検疫措置）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項について検討すること。

(c) 第五・十三条（協力及び能力開発）の規定に基づく協力を円滑にすること（適当な場合には二国間の、地域的な又は多数国間の作業計画と調整することを含む。）。

6 第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 第六・九条（協力）の規定に基づく協力を円滑にすること。

(c) 協力の促進のために相互に合意する優先分野を特定すること。

(d) 適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、科学的又は技術的な問題が関係する場合には関連する専門家と協議しつつ、適当な場合には、相互に合意する優先分野における作業計画を作成すること。

(e) 作業計画の進捗を監視すること。

(f) 第六・十三条（実施取決め）の規定に基づいて作成された二国間又は複数国間の取決めを監督すること。

7 第七章（貿易上の救済）の規定に関し、物品に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 他の締約国の貿易上の救済に関する法令、政策及び慣行についての締約国の知識及び理解を促進すること。

(c) 貿易上の救済に関する事項について責任を有する締約国の当局の間の協力を促進すること。

(d) 締約国が必要と合意したその他の事項について協力すること。

サービス及び投資に関する委員会

8 第十八・六条（RCEP合同委員会の補助機関） 1 (b)の規定に基づいて設置されるサービス及び投資に関する委員会の任務には、他の関連する補助機関の活動を監督し、及び調整すること並びに次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a) 第八章（サービスの貿易）

(b) 第九章（自然人の一時的な移動）

(c) 第十章（投資）

9 第八章（サービスの貿易）の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施及び運用を監視し、及び検討すること。

(b) 第八・十二条（移行）及び第八・十三条（特定の約束に係る表の修正）に定める任務を遂行すること。

(c) サービスの貿易を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

10 第十章（投資）の規定に関し、サービス及び投資に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 第十・十八条（作業計画）の規定に基づいて定められた作業計画を実施すること。

(c) 投資を一層促進するための協力を円滑にし、及び措置を特定すること。

11 各締約国は、サービス及び投資に関する委員会に対し、サービスの貿易及び投資に関する新たな措置又は政策に関する最新の情報を提供する。

持続可能な成長に関する委員会

12 第十八・六条（RCEP合同委員会の補助機関）1(c)の規定に基づいて設置される持続可能な成長に関する委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a) 第十四章（中小企業）

(b) 第十五章（経済協力及び技術協力）

13 第十四章（中小企業）の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 締約国間の中小企業に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

14 第十五章（経済協力及び技術協力）の規定に関し、持続可能な成長に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 第十五・五条（作業計画）の規定に基づく作業計画及びその実施の仕組みを作成し、及び調整すること。

(b) 報告書（それぞれの活動についての最終完了報告書を含む。）を作成するために、一又は二以上の実施する締約国と調整すること。

(c) 作業計画の全般的な有効性及びこの協定の実施への貢献を評価するために作業計画の実施を監視し、及び評価すること。

(d) 経済協力及び技術協力に関する活動並びに関連する問題について効果的な連絡及び調整を確立し、及び維持するため、他の委員会その他の補助機関と協力すること。

ビジネス環境に関する委員会

15 第十八・六条（RCEP合同委員会の補助機関） 1(d)の規定に基づいて設置されるビジネス環境に関する委員会の任務には、次に掲げる章の規定の下で生ずる事項又はこれらの規定の実施若しくは運用に関する事項について検討することを含む。

(a) 第十一章（知的財産）

(b) 第十二章（電子商取引）

(c) 第十三章（競争）

(d) 第十六章（政府調達）

16 第十一章（知的財産）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施及び運用を監視すること。

(b) 締約国間の協力を円滑にするための方法について討議すること。

(c) 知的財産権につき、法令、制度その他相互に関心を有する事項に関する情報を交換すること。

17 第十二章（電子商取引）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 第十二・十六条（電子商取引に関する対話）の規定に従って活動を行うこと。

(c) 締約国間におけるデジタル経済に関する協力を円滑にするための方法について討議すること。

18 第十三章（競争）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 同章の規定の実施を監視すること。

(b) 必要に応じ、次に掲げる附属書に定める経過措置に基づく義務を履行するための措置を含め、同章の規定の実施並びに同章の規定に基づく締約国による競争に関する進展及び活動について、RCEP合同委員会に報告すること。

(i) 附属書十三A（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）

(ii) 附属書十三B（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）

(iii) 附属書十三C（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）

(iv) 附属書十三D（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）

(c) 競争に関する問題についての締約国間の協力を促進すること。

(d) 第十三・六条（技術協力及び能力開発）の規定に基づく技術援助及び能力開発に関する活動についての締約国間の協力を促進すること。

(e) 競争に関する問題（同章の規定の下で生ずる問題を含む。）についての締約国間における情報交換を促進すること。

(f) 全締約国によるコンセンサス方式によって同章の規定を見直すこと。

19 第十六章（政府調達）の規定に関し、ビジネス環境に関する委員会の任務には、次のことを含む。

(a) 適当であり、かつ、合意される場合には、協力活動（例えば、第十六・五条（協力）に規定するものの）を円滑にすること。

(b) 第十六・六条（見直し）の規定に基づいて行われる同章の規定の見直しを円滑にすること。